建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の強化について（要請）

栃木労働局長より、令和７年７月１６日付け栃労発基0716第１号「建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の強化について（要請）」をもって、建設現場における熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、改正労働安全衛生規則（安衛則第612条の2）を施行したところ、特に、建設現場において交通誘導等の警備業務に従事する警備員や建設業従事者は改正安衛則に基づく措置の徹底が必要となっている。

ついては、今般の改正安衛則を含めて熱中症予防対策の実施に当たって、建設現場における元方事業者及び関係請負人（下請負人）、警備会社など各主体において取り組むことが望ましい事項を整理したので、関係者が一体となった取組にご協力をいただき、建設現場で作業に従事するすべての者が、安全かつ健康に作業に従事できるようお願いするとのこと。